

(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国武儀郡下有知村山田家文書か50、以下、特に所蔵を明記していない史料は、教育学部郷土博物館のもので、教育学部郷土博物館は「博物館」と記載します)

岐阜県関市と言えば、刃物のまちとして有名ですが、上の史料は江戸時代に関で酒造業を営んでいた立木市郎右衛門家の屋敷図です。その当時、立木家の酒造は、どのようなものだったのでしょうか？

詳しくは2ページから

目次

関の酒造家・立木市郎右衛門	2
史料目録作成中—その意味と効果—	6
交流コラム／地域資料・情報センターの活動／編集後記	8

関の酒造家・立木市郎右衛門

関村の立木家

表紙の史料を含めた関村立木家に関係する史料は、博物館に寄贈された美濃国武儀郡下有知村（関市）山田家文書（庄屋文書、総点数 1784 点、主な年代は 18～19 世紀）中に混じった形で残されていました（岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター編『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（3）美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録』2011 年）。その経緯について目録作成中は不明でしたが、関村の立木家と下有知村の山田家は親戚関係で、明治期に立木家が関を離れる際、史料の一部が山田家に預けられていたことが確認できました。立木家は堺、横浜へと転居しており、所持されていた史料の多くは戦災で失われてしまったようです。

関村は、旗本川辺大嶋家の所領の一つで、刀剣・打刃物の産地として知られますが、実は酒造が盛んなところでした。文政 13 年（1830）、関村の諸商人へ冥加金（上納金）を命じた史料から、打物問屋 8 軒・焰硝問屋 4 軒・農鍛冶職 11 軒・酒屋 6 軒・炭問屋 11 軒・菓子屋 9 軒・蛹問屋 2 軒・萁問屋 2 軒があったことが判っています（『新修関市史 刃物産業編』1999 年、pp.599～600）。村明細帳などによりますと、天保 9 年（1838）の家数は 960 軒・人口は 3880 人（2 才以上）、慶応 4 年（1868）の家数は 875 軒・人口は 3895 人でした（『新修関市史 史料編近世二』1993 年、pp.449～456）。

立木家は、川辺大嶋家の家臣として関陣屋の用人を勤めていた一族です。その本家が立木市郎右衛門で、禄米 5 石が支給されていました（る 20-1～2、『岐阜県史 通史編近世上』1968 年、p.449～452、『新修関市史 通史編近世・近代・現代』1999 年、pp.194～195）。下有知村山田家文書中には約 500 点の立木家史料があり、その一部は『新修関市史』に翻刻が収録されています。内容としては、幕末の大嶋家の財政改革や維新時の動向、立木家の家督相

続や扶持宛行・職任命、酒造などに関わるものなどです。残された史料の半分以上は、借入金証文でした。関市史で紹介された以外の史料（証文など）も利用して、立木家の酒造の一端を紐解いていきたいと思います。

立木家の酒造株

文政 13 年（1830）、関村の酒屋 6 軒に 1 年に金 3 分ずつの上納が命じられます。そのうちの 1 軒が「一文字屋市郎右衛門」でした。「一文字屋」は立木家の屋号です（『新修関市史 刃物産業編』1999 年、pp.599～600）。天保 9 年（1838）、幕府の巡見使が関村を来訪した際の尋答書には、関村の酒屋は 10 軒で「一文字屋市郎右衛門」の名があり、酒造株高は「千二百石」と記載があります（『新修関市史 史料編近世二』1993 年、pp.450～455）。江戸時代の酒造りは大量の米を原料としており、米は領主財政を支える経済基盤でした。そのため、酒造は幕府から統制を受けていました（『岐阜県史 通史編近世下』1972 年、pp.631～633）。酒造株とは、明暦 3 年（1657）に設定されたといわれ、「酒造人を指定してその営業特権を保証するとともに、酒造で消費する米の量の上限（酒造株高）を定めた」ものです（吉田元『江戸の酒』岩波書店、2016 年、p.90）。酒造株は譲渡・貸借が可能でした。立木市郎右衛門は酒造株 1200 石のうち半分の 600 石を、天保 14 年（1843）に山県郡赤尾村（山県市）の者へ譲り、嘉永 4 年（1851）には赤尾村の者から関村中洞屋茂助へ譲りましたが、嘉永 7 年（1854）には立木家にふたたび戻りました（『新修関市史 史料編近世四』1995 年、p.427、お 152）。

立木家の酒造経営は、確認できる史料がほとんど無いため不詳ですが、安政 6 年（1859）～万延 2 年（1861）の生酒・古酒の売り渡し覚が 4 通あり、高野村（関市）や岐阜糶屋（岐阜市）、下有知村（関市）など近隣に酒を販売していたことが確認できます（『新修関市史 史料編近世四』1995

年、pp.430～434、る 50～53)。この頃、美濃国内で酒造株を持たずに酒造りをする者を取り締まるため、尾張藩を除いた美濃国内の酒造稼人惣代から笠松陣屋へ願書が何回も出されています（『新修関市史 史料編近世四』1995年、pp.428～433）。酒造稼人惣代は、酒造株を持つ酒造人の代表者（世話人）で、その中に立木市郎右衛門がいました。ほかには、幕領の下有知村（関市）久助・笠松村（笠松町）三輪武助や、大垣藩領の政田村（本巢市）十六、旗本戸田家領の北方村（北方町）惣左衛門の名があります。美濃国は幕領・藩領・旗本領などが入り乱れた複雑な支配体制のため取締りが困難となり、無株の酒造者の濫立につながったと思われます。

立木家の酒蔵

表紙図面の立木家の居屋敷は現存していませんが、関村の「本三丁目」に所在していました（お1、お37、お142など）。以下、図面に記された酒蔵などについて、立木家史料などから確認できたことを、まとめていきます。

【米蔵】酒造用の米を保管した蔵。安政3(1856)～文久元年(1861)にかけての御蔵米代金覚があり、幕領や関村近隣の旗本領（室賀・金田・西尾氏など）の年貢米を、酒の原料にした可能性が考えられます（る41～る48、お478）。

【臼場】酒造用の米を臼や杵を使い足踏みで精米する所。借入金証文の質物に車屋(水車)があり、表紙の屋敷地以外で水車を使った精米を行っていた可能性があります（お197・お242）。

【井戸】酒造りのために使用。「井戸」下にみえる「酒蔵」内に「米カシ場」とありますが、精米した米を洗った場所です（下段左図参照）。

【室】洗米した米を蒸した後、種麴をかけて麴をつくる高温多湿な所（下段右図参照）。広さは4間5寸×3間5尺（約7.4×7.0m）ありました（る20-4）。

【酒蔵】酒を造り、貯蔵した場所。借入金証文に、質物として土蔵が散見します（お142、お146、お242など）。しかし、表紙図面の「酒蔵」（3か所）、「酢蔵」、「西酒蔵」、「賃蔵」のうち、どれに該当するのか、わかりませんでした。「三階蔵」に関しては、長さ9間×梁4間（約16.4×7.3m）の「銅戸樋附 土蔵」であったことが確認できました（お142）。

文久2年(1862) 借入金証文之事 (借入金：200両)

質物：車屋1か所 但し居屋敷共

車屋：長さ12間×梁5間（約21.8×9.1m）

土蔵：長さ4間×梁2間半（約7.3×4.5m）

座敷：長さ6間×梁5間（約10.9×9.1m）

外に車屋諸道具残らず

土蔵3か所

土蔵：長さ8間半×梁4間（約15.5×7.3m）

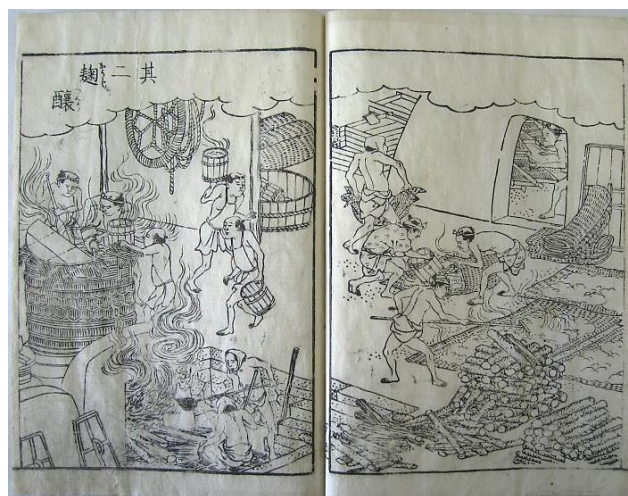
土蔵：長さ8間×梁3間半（約14.5×6.4m）

土蔵：長さ5間×梁2間半（約9.1×4.5m）

（お242より作成）



伊丹酒造 米あらひの図（洗米作業の場面）
出典：『日本山海名産図会』巻1、1799年、岐阜大学図書館蔵



麴醸（左は蒸米作業、右は麴仕込みの場面）
出典：『日本山海名産図会』巻1、1799年、岐阜大学図書館蔵

美濃国の江戸下り酒

立木家は、明治8年(1875)に醸造稼ぎの廃業願いを出していますが、酒造開始の時期は定かではありません(る20-3)。18世紀前半、長良川を下る舟荷として酒が多く見受けられ、ここから開始時期を推定できます。寛永13年(1636)以降、岐阜町近くの中河原に所在した尾張藩の長良川役所では、長良川上流域から下流へ向かう舟荷と荷舟数の把握と、役銀徴収を行っていました。長良川役所の実務を担った付問屋の史料(本舟役銀帳)によりますと、正徳2年(1712)・元文元年(1736)・元文2年(1737)、竹皮・茶・炭・薪などの主な舟荷の中で最も多かったのが、酒でした。その産地は、岐阜町上流域に立地する関や上有知村と思われます(『岐阜市史 通史編近世』1981年、pp.216~217・310~314・375~377)。

長良川下流へ運搬された酒の行き先は、江戸でした。享保3年(1718)、17,000樽の酒が江戸へ送られています。出荷数が一番多かったのは、関村の7,214樽でした。その次は北方村(北方町)の3,349樽、次いで岐阜町(岐阜市)の2,677樽となります。江戸下り酒は、関村では金子屋孫六・立木屋市郎右衛門・広瀬屋宇右衛門・同次郎右衛門・練屋次郎平といった特定の酒造家のみが行っていたようです(太田成和編『加納町史 下巻』1954年、pp.324~328)。

当時、江戸は最大の消費地で、あらゆる商品が

大坂に集荷され、海上輸送で江戸へ送られていきました。元禄10年(1697)、江戸へ入津した酒樽数は64万樽を記録し、主要産地は摂津国(大坂・伊丹・池田・尼崎・兵庫・西宮など)を中心とする畿内の国々でしたが、尾張・三河・美濃・伊勢国といった地域も含まれていました。享保9年(1724)の調査によると、江戸積み(江戸行き)の酒造家が、摂津には1,000軒以上あり、尾張は72軒、美濃に65軒、三河に57軒あったことが確認されています(柚木学『近世灘酒経済史』ミネルヴァ書房、1965年、pp.13~22)。

天明4年(1784)から寛政2年(1790)にかけての美濃国江戸下り酒の総高を、出荷量が多い地域を中心に以下の表にまとめました。この期間、酒を1万樽以上出荷したのは関村だけです。天明8年(1788)は、幕府の酒造制限により関村のみが減少していますが、他地域は増加しています。岐阜町の場合、尾張藩の酒造奨励策が関係していると思われます(『新修半田市誌 本文篇上巻』1989年、pp.630~637)。寛政2年(1790)の江戸酒問屋の書上控に、下り酒・酢・醤油国々造場所として、伊丹・池田・灘などのほか、岐阜や北方と共に「一同(濃州)関在々」と見えます。酢小樽造場所として「濃州岐阜・関在々」とありました(『西宮市史5巻資料編2』1963年、p.343~367)。関は、江戸でも酒・酢の産地として知られていました。表紙図面の「酢蔵」で醸造した酢は、小樽

美濃国江戸下り酒累年惣高

地名(現在地・領主)	天明4(1784)	天明5(1785)	天明6(1786)	天明8(1788)	寛政元(1789)	寛政2(1790)
関 (関市・旗本川辺大嶋氏)	12,401	11,235	10,731	5,951	7,450	10,010
北方 (北方町・旗本北方戸田氏)	7,937	5,227	2,787	4,073	5,425	6,820
加納 (岐阜市・加納藩領)	3,323	1,673	2,158	2,258	3,416	4,769
岐阜 (岐阜市・尾張藩)	—	4,611	3,888	7,517	8,955	8,599
その他の地域	2,390	3,486	3,163	5,481	4,973	6,453
合計	26,051	26,232	23,087	25,352	30,291	36,651

(単位:樽、『加納町史 下巻』より作成、計算すると合計が合わない箇所もあるが、そのまま表記した)

に詰められ江戸へ運ばれていた可能性があります。

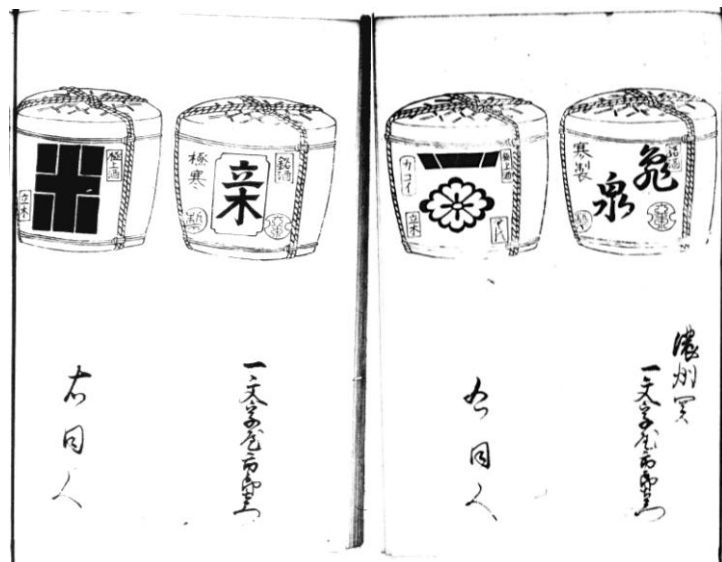
江戸へ送られる酒は4斗樽に詰められ、輸送途中の破損を防ぐため樽には菰が巻き付けられ、酒銘を表した印が菰に描かれるようになりました(兵庫県立歴史博物館『特別展「ほろよい・ひょうご一酒と人の文化史」』2018年、pp.30~31)。美濃や尾張国の江戸積みの酒樽の菰包の印を収録した『酒の銘』という寛政年間の史料(右図参照)から、立木(一文字屋)市郎右衛門は、少なくとも4種類の酒を江戸で販売していたようです(『わかりやすい岐阜県史』2001年、pp.314~315)。

下り酒問屋として立木家

立木家は18世紀以降、江戸下り酒を醸造していただけではなく、下り酒問屋の一員として江戸に店を構えていました。下り酒問屋とは、摂津国などの上方や、東海地域(美濃・尾張・三河など)より江戸へ運ばれた酒を取り扱う問屋です。酒は、酒荷主(酒造家)から酒問屋を経て、酒仲買を通して小売酒屋へ販売されました。立木市郎右衛門の名は元禄期には見えませんが、元文2年(1737)の下り酒問屋72軒のなかに「立木市右衛門」として登場します。文化6年(1809)までは確認できますが、それ以降は見えなくなります。文化期は問屋の減少が著しく、文化8年(1811)の廃業者は11軒あり、この中に立木家が含まれているかもしれません(柚木前掲書、pp.251~263・328~342、篠田壽夫「鳴海村の酒造業」『奈留美』13号、1983年、p.34)。

下り酒問屋の始まりは、上方の酒造家=荷主自身の直売で、その後は江戸に出店し酒を販売していったことが由来とされます。立木家も、江戸行きの酒販売のため、元文年間より前に江戸に出店したのではないかと考えられます。

安永期(1772~1781)の事例で、灘の御影村(神戸市)嘉納治兵衛家の酒荷物の送り問屋として「立木市郎右衛門殿」と記載があり、立木家は美濃国の酒荷だけを取り扱う訳では無かったこ



立木市郎右衛門の江戸積酒樽の酒銘
(出典：『酒の銘』、国立国会図書館所蔵)

とが確認できます(柚木前掲書、p.263)。

18世紀後半の「伊丹酒造諸式之扣」という史料に、「江戸酒荷物問屋」として「一濃州関之店立木市良右衛門 右売場は南新川、居宅は伊勢町」という記述がありました(『伊丹市史4巻史料編1』1968年、pp.499~515)。伊勢町(東京都中央区)は「伊勢町堀」という河岸沿いで、下り酒問屋が集住し、米・塩商売が行われたところです。「南新川」とは、日本橋河口の新川地域(茅場町・霊巖島)と思われます。(岩淵令治「江戸の都市空間と住民」高埜利彦編『日本の時代史15元禄の社会と文化』吉川弘文館、2003年、pp.220~267)。

文化5年(1808)11月~文化6年(1809)10月まで1年間の下り酒問屋の荷物引受高は、問屋37軒で46万3716駄片馬(駄は酒樽の単位。2樽で1駄、1樽は片馬という)でした。そのなかで立木市郎右衛門は749駄を引き受けています。(賀川隆行「江戸下り酒問屋小西家の経営」『三井文庫論叢』31号、1997年、pp.3~9)

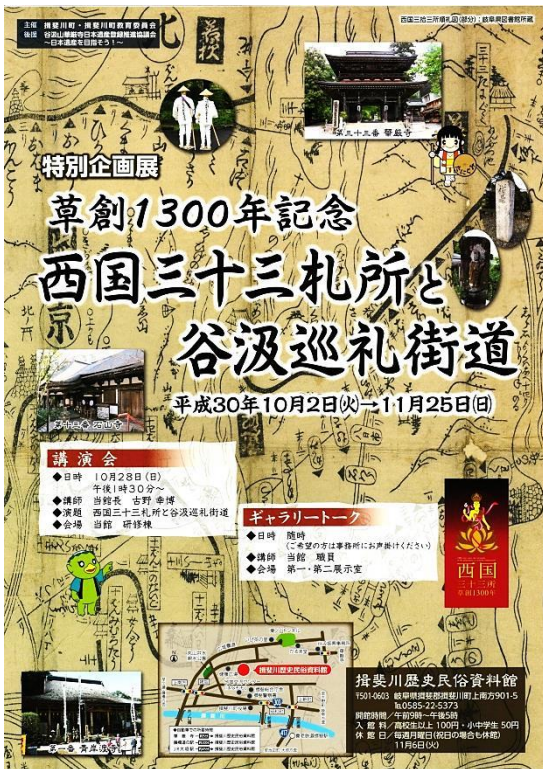
これまで立木家が酒造を営んでいたことは、確認されていました。ただ、酒造の実態や酢の醸造、酒造稼人惣代としての活動、立木家産の酒の江戸での消費、江戸での下り酒問屋としての側面はあまり紹介されておらず、今回その活躍をまとめることが出来ました。これを踏まえ、今後も調査を進めていきたいと思えます。

史料目録作成中 —その意味と効果—

保管されてきた地域資料

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは事業の一環として、教育学部郷土博物館にあります地域資料の情報整理・発信を継続してきました。これまでに史料目録を10冊、地域資料の内容を紹介しました『地域史料通信』を9号まで刊行しました。詳しくは、地域資料・情報センターHP（8頁下段URL参照）及び、岐阜大学機関リポジトリをご参照ください。

郷土博物館には、およそ5万点に及ぶ江戸・明治・大正・昭和にかけての地域の歴史資料（＝史料。文書や記録、絵図など）を収蔵しております。その多くは、第二次世界大戦後、岐阜県内の旧家から散逸の危機にあった史料で、設立間もない岐阜大学が収集・保管したものです。現在は、大規模な自然災害や、地域の過疎化などといった別の理由で、地域資料の存続が危機を迎えております。



揖斐川歴史民俗資料館の展示会チラシ
（博物館の史料6点が出品）

地域資料の保存・整理

地域資料の整理にたずさわる中で、「なぜ、地域資料を残すのですか？」と聞かれることがあります。地域に残されてきました史料は、地域社会の歴史を語る唯一無二の存在です。全国で流通する一般書籍や、地域で作成・出版される書籍の多くは、様々な史料を元にまとめられたもので、史料が失われてしまうと地域の存在意義を語る事が難しくなってしまいます。

毎年、地域の方々から博物館史料の閲覧や、利用についての問い合わせが何件かあります。その理由として、自分たちが住んでいる地区の歴史・文化を伝えていくための冊子作成や、展示会の開催などがほとんどです。昨年は、現在史料目録を刊行している美濃国池田郡八幡村竹中家文書などの史料が、揖斐川町歴史民俗資料館で展示されました（左下参照）。史料は、まちづくりや、地域おこしの素材として使われており、地域に残された史料は、現在の社会に全く無関係なものではなく、未来の社会を考えていくうえで重要なものになりうると思われまます。

しかし、地域にとって、かけがえのない大切な史料は、実は整理をしていないと何が重要なのか全くわからない、廃棄対象に見えてしまうことが多々あります。未整理の史料は、整理作業を行うことにより、①誰もが自由に（さまざまな目的のために、かつ便利に）、②科学的に（情報を正確に）、③永続的に（いつでも同じ情報を）、利用できる、状態になってきます（大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館、1986年、安藤正人『記録史学と現代』吉川弘文館、1997年）。

ここでいう整理とは、要らない物を捨てるという行為ではありません。史料を検索する手段の作成（目録やデータベースの作成など）や、史料の保存に適した物理的な処置（清掃・補修など）、

適切な状態での管理（史料への番号付与・中性紙封筒や箱への収納・収蔵施設への配架など）を行っていくことをさします（小川千代子・高橋実・大西愛編著『アーカイブ事典』2003年、北海道立文書館『地域史料 保存の手引き』2006年）。

史料目録の情報

博物館に保管されている史料は、図書館のように来館者個人が全て自由に手に取って中身を見たりすることは、基本的に出来ません。そのために必要なものが、史料の情報を一覧化した史料目録です。これまで作成してきました目録には、史料1点1点の情報（番号・表題・年代・作成者・宛先・形態・数量・備考）の一覧表が、収録されております。その前には、目録解題として、史料の特徴や、史料が残されてきた家や地域、史料の保管状態、関係史料や参考文献などをまとめております。また、史料は図書のように中身がすぐ読めるものばかりでは無く、くずし字・旧字や異体字といった、今はあまり使用されていない漢字で書かれていたりします。目録中の史料情報は、基本的に常用漢字を使用し、目録を見れば、史料の簡単な内容が理解できるように努めております。

目録を作成する側から見ますと、整理は史料が保管されてきた組織体（個人の家や、町内会など）ごとに行いますので、「その地域の独自性や魅力」が浮かび上がってきます（定兼学「アーカイブズの実践入門」『全史料協 会報』No.93、2013年、p.44）。そうした情報が、資料整理により積み重ねられていくことで、地域の方々や、博物館・教育委員会などからの様々な問い合わせへの対応が可能となってきます。

郡上市寒水の掛踊のネガから

2011年度の整理活動では、収蔵庫内で未整理であった様々な史料の整理を行い、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（4）未報告諸資料・博物館関係資料目録』を刊行しました。その中に郡上市明宝の寒水地区の白山神社の祭礼、寒水の掛踊（国の選択民俗芸能、岐阜県重要無形民

俗文化財に指定）を撮影したネガフィルムが残されておりました。整理した段階で、年代などはまったくわかりませんでした。2014年度から郡上市教育委員会が開始されました寒水の掛踊の記録保存調査によって、1965年頃と年代が絞り込まれました（郡上市伝統文化活性化実行委員会『寒水の掛踊調査報告書』2017年）。祭りは地区の方が総出で行うため、写真などは余り多く残されておらず、博物館のネガは貴重なものとなったようです。2016年、そのネガを使用したパネルが制作され、郡上市内の施設で展示会が開催されました。このように整理の結果、史料が公開できたことから、史料に新たな情報が加えられました。

史料目録を作成する人は限られているため、史料が持っている情報すべてを導き出すには、少なからず限界があります。史料（目録に記された史料情報も含む）は、沢山の人の目に触れることにより、さらに大きな力を発揮してくると思われまます。より多くの方々に史料を活用してもらうため、既刊の目録については、岐阜県内の図書館や博物館・資料館、岐阜県近隣の図書館・博物館などへ寄贈し、地域資料・情報センターHPなどから、目録の公開をおこなっております。史料は利用されることによって、情報が付加され、新たな展開が期待されます。史料目録の作成は、時間がかかる地道な作業ですが、地域文化の発展に寄与するためには、継続すべき活動であると思えます。



1965年頃の寒水の掛踊
（博物館第2収蔵室諸資料う7-25-20）

交流コラム～現場から～

《資料の収集整理、保存に重きを置いた施設整備》

郡上市歴史資料館 岩井彩乃

本市では平成30年4月に、次世代へ郡上の歴史文化資産を継承するための収集拠点施設として、新たに「郡上市歴史資料館」を開館しました。

近年、少子高齢化や社会生活の変化により、これまで旧家や各地区で守られてきた有形無形の歴史文化資産が、消失する危機が高まっています。しかし、市内の既存施設は、旧町村地域で収集した資料を展示する機能が主で、追加資料の収集保管や、調査研究等の活用につなげる機能が十分ではありませんでした。

よってこの資料館では、郡上の歴史文化に関わる古記録、写真や映像、美術工芸品、近代以降の歴史的公文書等を適切な環境下で保管する収蔵庫と、それらの整理作業や調査研究を行い、郡上の関連書籍や映像等を市民に閲覧いただくスペースや機器の充実に努めました。

開館して半年余りが経ちましたが、全くの新規施設ですので、まだまだ資料整理や調査、展示や講座等の普及啓発事業は、手探り状態で進めています。それでも、近隣自治体ではまだ整備の事例が少ない、資料の収蔵・整理活用に重きを置いた資料館施設ですので、「郡上の歴史文化資源の継承に必要な施設だった」と後の世代に言われるよう、地域の歴史文化を守り伝える拠点施設にならねばと思っています。

本資料館は、郡上藩の旧城下町、重伝建地区にも隣接しています。郡上を知りたい調べたい方はもちろん、観光で郡上を訪れる皆様も、小さいながらテーマ展示も行っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

(郡上市歴史資料館 TEL0575-65-3711/月曜休館)



郡上市歴史資料館外観

※「交流コラム」では、岐阜県に関わる史料の各種情報を掲載していきます。皆様からの情報をお待ちしています。

地域資料・情報センターの活動

岐阜県に関する資料の収集整理、HPでの公開を行っております。資料については県下出身の紹介すべき人物について戦前戦中の資料等を収集しました。前年度から引き続き河口堰の資料の整理と並行して、過年度に収集しました戦後の謄写版印刷の書籍について電子化を行いました。詳しくは下記URLよりHPを御覧ください。

編集後記

本号では、開館したばかりの郡上市歴史資料館の方に御寄稿をお願いしました。昨年、この施設で、文書整理ボランティア養成講座として、史料の取扱いについて市民の方に講座・実習を行いました。参加された方々は、みなさん意欲的に史料のクリーニング作業に取り組みられましたので、大変頼もしく思っております。(中尾喜代美)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第10号

発行日 2019年3月31日 年1回刊行(予定)

編集・発行 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 Tel (058)293-2312 または 3323 Fax (058)293-3324

E-mail archives@gifu-u.ac.jp URL http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/